

コートジボワール
会社設立マニュアル
(税制・関税 編)

－ 改定版 －

(2019年4月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

アビジャン事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）アビジャン事務所が、現地法律事務所 KPMG Côte d'Ivoire と共同で作成し、2019年4月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG Côte d'Ivoire は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG Côte d'Ivoire.がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本稿に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援産部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・アビジャン事務所
E-mail：CDA@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

1. コートジボワールの概要.....	1
2. 内国税.....	3
2.1. 商工業利益税（以下、BIC）.....	3
2.2. 非商業利益税.....	5
2.3. 源泉徴収.....	5
2.4. 給与に課される諸税.....	6
2.5. 土地税および類似の課税.....	8
2.6. 動産資本に係る所得税.....	10
2.7. 営業税.....	11
2.8. 付加価値税（以下、VAT）.....	12
2.9. 銀行取引に対する課税.....	14
2.10. 登記手数料.....	15
2.11. 特別設備税（以下、TSE）.....	15
3. 投資奨励のための税制上の優遇措置.....	16
3.1. 一般税法典による優遇措置.....	16
3.2. 投資法典による優遇措置.....	18
4. 特別制度.....	27
4.1. 鉱業法典.....	27
4.2. 石油法典.....	29
4.3. フリーゾーン制度.....	31
5. 持ち株会社の特別制度.....	34
5.1. 適格要件.....	34
5.2. 優遇措置.....	34
6. コートジボワールの関税制度.....	35
6.1. 税関当局について.....	35
6.2. 輸入制度.....	36
6.3. 輸入時の停止制度.....	37
6.4. 輸出制度.....	39
6.5. 関税評価額.....	39
6.6. 数量・品質検査.....	40
6.7. 商品の輸入手続き.....	41
7. コートジボワールにおける裁判所の管轄および構成.....	42
8. 経済連携協定.....	45
9. コートジボワールの加盟条約（*）.....	45

1. コートジボワールの概要

コートジボワール共和国は大統領制に基づく統一国家であり、行政・立法（2016年11月より国民議会と上院からなる）・司法の三権分立を特徴としている。

経済は主に農業部門に立脚しているが、炭化水素産業・鉱業の拡大に伴い、二次産業および三次産業がGDPに占める重要性も大きくなっている。コートジボワールは、2000年以降同国が経験した度重なる危機にもかかわらず、依然として西アフリカにおいてナイジェリアに次ぐ主要経済国の一つとしての座を保っている。西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）のほかの加盟国と同様、コートジボワールの通貨であるCFAフランは、固定為替レートによりユーロと連動している。

司法権は一審裁判所、上訴裁判所、最高裁判所、特別裁判所・地域裁判所により行使されている。

商取引に係る法令は、主として国内法およびアフリカビジネス法規調和機構（Organisation for the Harmonization of Business Law in Africa, OHADA）の法令により規定されている。後者はOHADAの加盟国すべてに適用されるものであり、これらの国々における不安定な裁判・司法制度の改善を目的としている。この他、法環境全般および法律上の安全性の改善、また政府のニーズと納税者の能力の双方に見合った課税ルール、および投資奨励策の適合化を目的として、多くの改革、調整、革新が継続的に行われている。

理論上は、コートジボワールは自由市場経済である。しかしながら、一部の活動は、現行法規に定められた制限の対象となっている。これらの制限にはさまざまな種類があり、特に、対象となる活動を行う人の国籍に関連している場合がある。例えば、一部の専門職（弁護士、公証人、公認会計士、マッサージ・運動療法士、フットケア療法士、競売人、医薬品販売業など）を営むことは、コートジボワール国籍保有者にしか許されていない。

コートジボワールは、以下のとおり、多数の国際機構に加盟している。

- 国際連合
- 世界知的所有権機関（WIPO）
- 国際労働機関（ILO）
- 世界貿易機関（WTO）

その他、以下の汎アフリカ機構にも加盟している。

- アフリカ連合（AU）
- 西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）
- 西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）
- アフリカビジネス法規調和機構（OHADA）
- アフリカ保険市場会議（CIMA）
- アフリカ知的所有権機関（OAPI）

これまでにコートジボワールが着手した大規模改革の一つとして、国内に拠点を置くすべての企業を登記する**統一識別ナンバー制度（以下、IDU）**の導入が挙げられる。

コートジボワールにおける会社設立のための電子的方法の使用に関する 2015 年 3 月 24 日付オールドナンス第 2015-181 号を受け、コートジボワールにおける会社登記のための統一識別ナンバーが 2015 年 3 月 24 日付オールドナンス第 2015-182 号により導入された。

IDU は行政当局や公的機関・民間機関でこれまで使用されていたほかの企業識別番号に代わるものである。統一識別ナンバーを制定するため、行政当局の各担当課が実施する企業登記に際しては、必ず投資家向けシングルウィンドーサービス (PUSI) の企業手続きプラットフォームを使用するものとする。このプラットフォームは**投資促進庁 (以下、CEPICI)** が管理している。

各企業は以下の各記録簿への登記証明書を提示し、IDU の登記を証明するよう義務付けられる。

- 商業・私有財産登記簿
- 税務当局の納税者ファイル
- 全国社会保障金庫の雇用者名簿
- 貿易事業者名簿
- 法に定めるその他あらゆる全国規模の名簿またはファイル

統一識別ナンバー運用開始日よりも前に登記を済ませている企業は、1 年以内に CEPICI で正規化のための手続きを行うよう義務付けられる。登記を行った企業に対する所在地の確認、管理および効果的なフォローアップ作業を行政当局が確実に実施できるよう、オンラインで設立手続きを実施したユーザーは、その所在地の届出にあたり網羅的かつ正確な情報を提供するよう義務付けられる。

上記義務に違反した企業は、当該要件を満たすまで行政当局が関与するあらゆるサービスの停止処分を受ける。

統一識別ナンバー取得のための正規化手続きの申請については、CEPICI 宛てにオンラインで実施するか、または CEPICI に直接赴くものとする。

本ガイドは、コートジボワールのビジネス法規の分野に適用されている法規全体をまとめたものである。

2. 内国税

2.1. 商工業利益税（以下、BIC）

2.1.1. 課税対象事業

BIC はコートジボワールにおいて商工業分野で活動を行っている会社および法人の利益に対し課税される。

2.1.2. 免税

2.1.2.1. 恒久的免税

工業・商業活動に従事していない会社および法人で、収益を目的とせず、かつ、営利活動に従事していないもの。

2.1.2.2. 一時的免税

一部の会社および法人は、その活動の性質（鉱業、認可マネジメントセンター、農産物の生産・加工・包装企業など）に応じて、あるいは企業支援措置の適用により BIC が一時的に免税となる。

2.1.3. 課税対象利益

存続期間中または解散時の資産譲渡を含む、すべての企業活動の損益をもとに決定される純利益が課税対象利益とみなされる。

2.1.4. 課税対象利益の決定

課税対象利益は、次の条件を充たす費用をすべて控除した後に決定される。

- 会社の直接的利益にかかわる費用、あるいは会社の通常の管理に関連する費用。
- 実費に相当する費用で、十分な証拠の裏付けのあるもの。
- 会社の純資産を減少させることとなる費用。
- 年度中の費用として計上されているもの。
- BIC の免税対象でない収益の形成に寄与する費用。

2.1.5. 親会社・子会社制度

親会社・子会社制度は、コートジボワールの株式会社もしくは有限会社で、同様の形態を取る企業の資本持ち分を有し、かつ、その出資持ち分が以下の条件を充たすものに適用される。

- 出資証券が記名式であること。
- 出資持ち分が発行会社の資本の 10%以上であること。
- 出資持ち分が発行時点で引き受けられたこと、または、その出資法人が出資後 2 年間これを保持する旨を確約したこと。

2.1.6. 欠損の計上

欠損の計上は、欠損が生じた会計年度から 5 会計年度を限度として繰り越すことができる。税務上の欠損と異なり、繰延減価償却費は期限を設けず繰り越すことができる。

2.1.7. 課税制度

2.1.7.1. 実績課税制度

本課税制度は以下の者に適用される。

年間売上高（諸税込み）が1億5,000万 CFA フランを超える企業

2.1.7.2. 簡易実績課税制度

本課税制度は以下の者に適用される。

年間売上高（諸税込み）が5,000万～1億5,000万 CFA フランの間の自然人または法人
3事業年度連続で売上高が1億5,000万 CFA フランを下回る企業

2.1.7.3. 総合課税制度

本課税制度は、年間売上高（諸税込み）が500万～5,000万 CFA フランまでの自然人、または法人、および3事業年度連続で売上高が5,000万 CFA フランを下回る自然人または法人に適用される。

本課税方式により徴収される税金は、営業税、BIC および付加価値税（VAT）に代わるものである。納税者は、毎年1月15日までに、税務当局が定める様式に合致した用紙を用いて申告書を提出しなければならない。当該事業年度の税額は、上記申告書に記載される情報をもとに決定される。納税者は、年間税額の12分の1に相当する額を、事業を実施している地区の管轄税務署にて毎月10日までに自主的に納付しなければならない。

CGA（認可マネジメントセンター）の会員の場合、センターの会員である全期間中にわたり納税額が半分に減額される。既に登記を済ませた企業が、ある年のCGA会員資格に基づくこの特典を享受するための期限は、対象年の1月31日までとする。

年度途中で登記を行った企業がCGA会員資格による当該年度分の特典を享受するためには、設立税務申告書の受理日から30日以内にCGAに入会しなければならない。

2.1.8. BICの計算

商工業利益に適用される税率は、自然人、法人ともに25%である。

以下のいずれかの場合には、**最低定額税（以下、IMF）**の納付が求められる。

- 課税所得がゼロの場合。
- 課税所得がマイナスの場合。
- 課税所得に税率を適用して算出された税額がIMFの金額を下回る場合。

1会計年度の納税義務額は、当該年度の売上金額（諸税込み）の0.5%に相当する。

IMFの最低徴収額は300万 CFA フランである。ガソリンスタンドおよびブタンガス供給業者の最低徴収額は50万 CFA フランである。最高徴収額は3,500万 CFA フランである。

BICおよびIMFは、以下の期日にて自主的に納付されることを要する。

大企業局（以下、DGE）または**中堅企業局（以下、DME）**の管轄下におかれる企業について：

- サービス業の会社の場合は毎年4月20日、6月20日および9月20日に均等額にて3回
- 商事会社の場合は4月15日、6月15日、9月15日
- 製造業と石油・鉱業分野の会社の場合は4月10日、6月10日、9月10日

その他の企業については、毎年4月15日、6月15日、9月15日までに当該年度のIMF税額を支払うものとする。

DGE と中堅企業センター（以下、CME）の管轄下におかれる納税者は、今後、ポータル「e-impôts」経由での申告および納税を義務付けられる。該当する納税者は 2019 年 3 月 1 日以降、DGE の納税窓口で申告書の提出や納税ができなくなる。

2.2. 非商業利益税

2.2.1. 対象業務および課税対象者

当人が商業従事者の資格をもたない自由業者および業務やサービスで得た利益、ならびにほかの利益・所得カテゴリーに関連しない営利目的のあらゆる活動、経営および収入源からの利益は、商業以外の職業への従事により発生したもの、または非商業利益に類する所得とみなされる。

2.2.2. 課税対象利益

課税対象利益は商工業利益税（以下、BIC）と同様に決定される。

2.2.3. 税額の計算

非商業利益に適用される税率は、自然人、法人ともに 25%である。

非商業利益税課税対象納税者には IMF が課される。IMF は非商業利益税額が対象年度の IMF を下回る場合に、当該年度分として請求される。

総収入（税込み）の 5%が IMF として徴収される。この納税額は最低徴収額である 40 万 CFA フランを下回ることはいない。

DGE または DME の管轄下におかれる企業の非商業利益税は、4 月 10 日、6 月 10 日および 9 月 10 日までに均等額にて 3 回納付しなければならない。その他の企業の非商業利益税は、毎年 4 月 15 日、6 月 15 日および 9 月 15 日までに納付しなければならない。

2.3. 源泉徴収

2.3.1. BIC

税制上、一定の職業に従事する自然人に支払われる報酬、支払金、手数料および謝礼金から BIC が源泉徴収される。一般税法典第 56 条から第 61 条に定める源泉徴収率は、総支払額の 1.5~7.5%である。

2.3.2. 非商業利益税

一般税法典第 92 条から第 99 条までに基づき、BIC を課される自然人および事業体は、コートジボワールに事業施設をもたないサービス業者に対する報酬、および一定の職業に従事する者に対する報酬から、非商業利益税を源泉徴収することが義務付けられている。

コートジボワールに事業施設をもたない者に対する源泉徴収税率は、租税条約がない限り 20%である。

租税条約が適用される場合、使用料の性質を有する支払いに対しては、一般法に定める税率より低い率で源泉徴収を行う。使用料の性質をもたない支払いについては、源泉徴収の対象とはならない。

商業以外の職業従事者に対する謝礼金については、7.5%の源泉徴収を行う。

2.4. 給与に課される諸税

2.4.1. 課税所得

2.4.1.1. 現金所得

以下の場合には、賃金および給与に課税される。

- 受給者がコートジボワールの居住者である場合（賃金労働が国外で行われた場合、または雇用主が国外に住所もしくは拠点を有する場合も対象）。
- 受給者がコートジボワール国外に居住しているが、賃金労働が国内で行われている場合。

2.4.1.2. 現物支給

現行法令では、現物支給の評価方法として以下の二つの方法を認めている。

- 命令に定める一括評価方法
- その他の支給に対する実質評価

1996年11月7日付命令 No. 1028/MEF/DGI/DGA/SLCD では、給与に課される諸税の計算のための現物支給の評価ルールを定めている。この命令では、住居と付帯設備（家具、電気、水道）、家事サービス（警備員、庭師、料理人、使用人）を区別している。

住居および付帯設備の課税対象評価額は以下のとおりである。

単位：1CFA フラン

部屋数	住居	家具	電気	水道
1	6万	1万	1万	1万
2	8万	2万	2万	1万5,000
3	16万	4万	3万	2万
4	30万	6万	4万	3万
5	48万	8万	5万	4万
6	60万	10万	6万	5万
7以上	80万	15万	7万	6万

住居の評価額は、以下のとおり加算される。

- ①空調装置1台ごとに、またはセントラル空調方式の場合には空調のある部屋ごとに2万CFAフラン
- ②プールのある住居の場合には、3万CFAフラン

家事サービスが自社の従業員により実施されている場合、以下の金額が課税対象給与に含まれる。

- ①警備員・庭師：5万CFAフラン
- ②使用人：6万CFAフラン
- ③料理人：9万CFAフラン

外部の会社によって提供されるサービス、および上の表に掲載されていないものは、実費を基準として課税される。

2.4.2. 申告および納付

雇用主は、賃金・給与所得税を納付する法律上の義務を負う。雇用主は、税金を源泉徴収し、国庫に支払うことが法律上義務付けられている。

月ごとの支払いに関する源泉徴収は、税務署に対して以下の期限内に納付しなければならない。

- 実績課税制度に服する納税者は、翌月 15 日まで。
- 製造業と石油・鉱業分野の会社は、翌月 10 日まで。
- DGE（または DME）の管轄下にある商事会社は、翌月 15 日まで。
- DGE（または DME）の管轄下にあるサービス業の会社は、翌月 20 日まで。

2.4.3. 給与に適用される税金のリスト

2.4.3.1. 賃金・給与所得税（以下、ITS）

ITS は課税所得に対して課され、税率は 1.5% である。

2.4.3.2. 国家経済・社会開発分担金（以下、CN）

CN の税率は以下のとおりである。

5 万 CFA フラン以下	免除
5 万 1(50,001) ～13 万 CFA フラン	1.5%
13 万 1(130,001) ～20 万 CFA フラン	5%
20 万 CFA フラン超	10%
雇用主負担分	1.5%

2.4.3.3. 一般所得税（以下、IGR）

2.4.3.3.1. 常居所の概念

IGR は、コートジボワールに常居所を有する自然人によって納付される。ただし、租税条約があればそれに従う。具体的には、コートジボワールに主たる滞在場所を有する者、および自ら使用可能な住居を継続して 1 年以上にわたり有する者（所有者または借借人）を指す。コートジボワールまたは外国の自然人には、コートジボワールに常居所がなくても、コートジボワールで受領または達成した利益、または所得に応じて IGR が課される。

2.4.3.3.2. 家族係数

上記の規定に定める課税所得の除算にあたって考慮される係数は以下のとおりである。

独身、離婚者、寡婦・寡夫で、扶養する子のいない者	1
既婚者で、扶養する子のいない者	2
独身、または離婚者で扶養する子が 1 人いる者	2
既婚者または寡婦・寡夫で扶養する子が 1 人いる者	2.5
独身、または離婚者で扶養する子が 2 人いる者	2.5
既婚者または寡婦・寡夫で扶養する子が 2 人いる者	3
独身、または離婚者で扶養する子が 3 人いる者	3

既婚者または寡婦・寡夫で扶養する子が3人いる者	3.5
独身、または離婚者で扶養する子が4人いる者	3.5

以降、納税者に扶養されている子供1人につき係数は0.5ずつ加算される。ただし障害のある成人の子の係数は1とされる。2013年度の税務付属書の施行日から、IGRの算定に関して家族計数の恩恵が既婚女性にも拡大された。

2.4.3.3.3. IGRの税率

課税所得に対して、係数1につき適用される税率は、下記の各所得区分に対し累進的に定められている。30万CFAフランの完全免税額が控除される。

30万～54万7,000CFAフラン	10%
54万8,000～97万9,000CFAフラン	15%
98万～151万9,000CFAフラン	20%
152万～264万4,000CFAフラン	25%
264万5,000～466万9,000CFAフラン	35%
467万～1,010万6,000CFAフラン	45%
1,010万6,000CFAフラン超	60%

2.4.3.4. 雇用主負担分

- 自国民の従業員に対して支払われる報酬：2.8%
- 外国人従業員に対して支払われる報酬：12%

2.4.4. 給与・報酬額の年間報告書

雇用主は、従業員に支払った前年度分報酬の年間報告書（301号報告書）を以下の期日までに提出しなければならない。

- 監査役による会計の承認を受ける義務に服する会社の場合は、毎年6月30日
- その他の会社、個人および団体の場合は、毎年5月30日

2.5. 土地税および類似の課税

2.5.1. 土地保有所得税

2.5.1.1. 課税対象資産

土地保有所得税は、特段の免税対象のものを除き、家屋、工場、工房、製造施設などの建築物に適用され、原則として、地面に固定された石造りの建造物、木造の建造物または鉄の建造物すべてに適用される。次のものにも、土地保有所得税が課される。

- 商工業用途で利用されている、耕作されていない土地
- 固定地点で利用されている船で、住居、商業、工業またはサービスの用途で整備されているもの

2.5.1.2. 課税標準

土地保所得税は、その物件の前年度の賃貸評価額をもとに計算される。賃貸評価額は、所有者が建物を賃貸して得ている金額である。または、所有者自身が占有している場合には、賃貸していれば得られたであろう金額である。

課税対象資産の時価は、民間の不動産鑑定人に委託するなどのあらゆる方法によって、税務総局の担当部署によって決定することができる。

2.5.1.3. 課税対象者および租税債務者

土地保所得税は、課税年度の1月1日現在の所有者または占有者によって、1年分が支払われる。用益の場合には用益権者が負担する。永代不動産賃貸借契約 (bail emphytéotique) の場合には、借入人すなわち永代賃借権者が負担する。

2.5.1.4. 土地保所得税率

土地保所得税率は、所得の発生する不動産の賃貸評価額の3%である。企業または法人が所有する不動産については、税率を4%とする。

2.5.1.5. 申告および納付

土地の申告書は、毎年10月1日～11月15日までの間に提出する必要がある。納付は、納税通知の受領時に半額を、残りを2カ月後に行わなければならない。

2.5.2. 建物付地所税

建物付地所税には、課税対象資産、課税標準、賃貸評価額および納税債務者に関する規定が適用される。建物付地所税率は、以下のものの賃貸評価額の9%である。

- 建物
- 地代収入が発生する未整備の建物

会社および法人については、税率を11%とする。次の場合には税率は3%に軽減される。

- 所有者が主な居所として占有している1軒の住居
- 個人使用目的の1軒のセカンドハウスで、地代収入が発生していないもの
- 空き家になっている完成建物か、または収入が発生していないもの

会社または法人が所有する入居者のいない完成建物については、税率を4%とする。

建物付地所税率は、法人および会社が所有し、その事業に割り当てられている建物に関しては、その賃料評価額の15%に引き上げられる。

2.5.3. 道路・衛生税

道路・衛生税は、土地保所得税および建物付地所税が免除される者、大使館・在外公館等およびそれに類する組織、ならびに投資法その他の特定法令による利益を受ける会社に適用される。税率は所得税および建物付地所税と同様に決定され、賃料評価額の2%である。

2.5.4. 賃貸収入に係る予定納税

実績課税制度の適用を受ける会社は、賃貸しているすべての建物の賃料の15%を天引きしなければならない。ただし、不動産仲介業、建物の管理者、財産管理者および不動産民事会社が賃貸する建物については12%とする。

2017年度税務付属書から、賃料収入に係る天引き義務は、大使館、コートジボワール政府が承認を与えた在外公館、コートジボワール政府が本部協定を結んだ国際機関等について撤廃された。

2019年度税務付属書は、所有者が土地税を滞りなく納付していることを証明すれば、今後は天引きを免除すると定めている。証明については、土地税納付の領収書または年次納税証明書をもって行うことができる。

2.6. 動産資本に係る所得税

2.6.1. 証券取引所得税 (IRVM)

2.6.1.1. 課税所得

IRVM は準備金または資本に組み入れられていないすべての利益または収益、および出資者、株主、持ち分保有者が受け取る、利益から天引きされていないすべての金額に課税される。

2.6.1.2. 税率

税率は、次のように定められている。

- 地域の証券取引所に上場されている会社から支払われた通常配当については10%。
- 抽籤債券の割増金 (lots d'obligations)、あらゆるIRVM課税対象収益および金額、BICが課税されない利益分配またはこの税金を実際に支払っていない利益分配については15%。
- コートジボワールで発行され、償還期限が5年以上である債券の保有者に対して支払われる収益、抽選債権の割増金、償還プレミアムについては2%。

2.6.1.3. 納税場所および納付方法

税金は、IRVMの課税対象所得を支払っている事業所の所在地の税務署にて納付する。

2.6.1.4. 国外に本店を有する会社に対する課税 (支店送金税)

コートジボワール国内に本店を有していないが、国内に本店があったとすれば課税対象となるはずの事業を国外で行っている会社または企業は、この種の事業の範囲内に限りコートジボワールにおいてIRVMを支払う義務を負う。

このような会社の所得のうち、コートジボワールで課税される部分については、国際租税条約に定めがある場合を除き、コートジボワールにおけるBICの課税対象となる利益の一律50%を課税対象とする。すなわち、実効税率は7.5%である。

2.6.2. 債権所得税 (以下、IRC)

2.6.2.1. 課税所得

IRCは、利息、定期支給金およびその他の抵当権付債権、先取特権付債権および無担保の債権からの収益に適用される。ただし、ローンの法的性質を有しない商業的貸付業務は除外される。

2.6.2.2. 税率

IRC は、支払利息総額の 18%と定められている。

ただし、銀行で開設されている普通・当座口座からの利息、定期支給金およびその他の収益については、税率は次のとおりとする。

期限	個人	企業
1 年以下	13.5%	16.5%
1 年超 3 年以下	10%	10%
3 年超 5 年以下	5%	5%
5 年超	1%	1%

2.6.2.3. 課税標準および課税発生条件

IRC は、利息、定期支給金およびローン収益のすべての合計額を基に算出される。

課税は、両当事者の契約で定めた利息の支払期日をもって発生する。ただし、利息が両当事者の契約に定める期限より前に支払われた場合には、その時点で税金の支払い義務が生じる。課税発生条件は、利息の支払い（方法を問わない）、または口座出入金により成立する。

2.6.2.4. IRC の申告および納付

IRC は利息の支払債務者の申告によって納付され、債務者は源泉徴収する法的義務を負う。

申告を受理する権限を有する税務署は、利息受領者の管轄税務署である。利息が費用計上された月の翌月、または両当事者の契約に定める利息支払期限の翌月のまでに納付しなければならない。

サービス業の企業については毎月 20 日まで、また製造業、石油・鉱業分野の企業については毎月 10 日までに納付しなければならない。

2.7. 営業税

2.7.1. 営業税の適用範囲

営業税は、コートジボワール人か外国人か、自然人か法人かを問わず、コートジボワールにおいて商工業または適用除外でない職業に従事する者に適用される。

営業税は、売上額に対する税と事業施設の賃貸評価額に対する税から構成される。営業税は、事業所ごとに納付義務を有する。

2.7.2. 売上額に対する税

売上額に対する税は、前年度の売上額または税別総収入の 0.5%の税率で決定される。

税額の最低徴収額は30万CFAフランである。この最低徴収額は、運輸会社には適用されない。

2.7.3. 賃貸評価額に対する税

賃貸評価額に対する税は、事務所、大小店舗、工場、作業場、倉庫、駐車場、資材置場、車庫、保管場、その他事業の実施に利用される物件およびスペース、ならびにその性質を問わず土地税の課税対象となる施設に対して課される。

賃貸評価額に対する税は、占有中の物件が無償で提供されている場合であっても課税される。

税率は賃貸評価額の18.5%だが、市町村の管轄する区域に所在しない施設については16%に軽減される。なお、賃貸評価額に対する税は、売上額に対する税の3分の1未満であってはならない。

2.7.4. 申告および納付

営業税の申告書は、毎年3月15日までに提出しなければならない。納付は以下の条件で行われる。

- 半額を3月15日までに納付する。
- 残りの半額を7月15日までに納付する。

DGE または CME の管轄下にある会社については、期限を以下のとおりとする。

- 製造業と石油・鉱業分野の会社は、3月10日と7月10日。
- 商事会社は、3月15日と7月15日。
- サービス業の会社は、3月20日と7月20日。

実績課税制度が適用される会社で、設立から2年間の年間売上高（諸税込み）が10億CFAフラン未満の会社。

2.8. 付加価値税（以下、VAT）

2.8.1. 課税対象取引

課税対象者が有償で行う物品の引き渡しおよびサービスの提供にはVATが課される。ただし、賃金労働および農業は除外される。

2.8.2. 納税義務者

課税対象取引を実施する自然人または法人には、VAT制度が適用される。具体的には、以下のような者が含まれる。

- 輸入業者
- 生産者
- 建設業者
- 卸売業者・小売業者
- 自由業者または類似の業者
- 課税対象取引に関連して付随的取引を行う者
- 商業的・工業的性質を有する公的機関（EPIC）

次の者は、VAT制度の適用を選択することができる。

- パイナップル、バナナ、花、植物、ココナッツの生産者で、年間売上高（金含む）が5,000万CFAフランを超える者
- 商業または工業用途の諸設備・家具なし物件の所有者
- 人または貨物を運搬する公共交通機関で、実績課税制度の対象となる者

選択の結果を取り消すことはできず、その選択が行われた翌月の1日から効力を生ずる。

2.8.3. 属地主義

2.8.3.1. 物品の引き渡し

物品は、それが引き渡される時点で、または物品の輸送の場合には買主への発送もしくは輸送開始の時点でコートジボワールにあれば、コートジボワールに引き渡し場所があるものとみなす。物品が、サプライヤーまたはその代理人による設置または組立を必要とする場合には、設置または組立が行われる場所が引き渡し場所とみなされる。物品の発送または輸送開始地点が、当該物品の輸入国たるコートジボワール以外の国である場合には、輸入者による引き渡し場所がコートジボワールにあるものとみなす。

2.8.3.2. サービスの提供

コートジボワールにおいては、国内で実施されたサービス提供に対して課税される。しかし、ほかの国で実施されたサービスであっても、コートジボワール国内で利用される場合には、コートジボワールで課税される。

コートジボワールで実施されたサービス提供であっても、ほかの国で利用されるものについては、コートジボワールにおいて課税対象とはならない。

2.8.4. 課税標準

税額の算出に当たっては、売上額には商品・サービスの本体価格に加え、通常サプライヤーが買主または受取人への販売価格に転嫁するようなコミッション、包装、輸送、保険料などの付随的費用も含まれるものとする。また、関税額その他製品・サービスに適用されるあらゆる税（VAT 自体は除く）も含まれる。

2.8.5. 税率

物品の引き渡し価格またはサービスの提供価格に適用される VAT の税率は 18% である。牛乳、麺類、太陽エネルギー生産機材および石油製品に関しては、税率は 9% に引き下げられる。

2.8.6. 課税条件および債務

課税条件が成立するのは、次のような場合である

- 有形動産の売却については、物品の引き渡し時
- サービスの提供、建設工事、その場で消費されるものの販売については、そのサービス・工事の実施時
- 電気、水道使用量などの計算書の作成または連続的な入金を伴うサービスの提供については、計算書または入金の対象となる期間の終了時

2.8.7. 控除のルール

取得された財・サービスが控除の権利の対象外でない限り、VAT 制度における納税者は、自ら実施した取引にかかる VAT 額から、自己の業務上の必要に応じて取得され、かつ同じく VAT を課される（または輸出される）製品の製造および販売のみに使用される物品の購入・輸入に対して課税された VAT 額を控除することができる。

2.8.8. VAT の還付

VAT の還付は、次の取引に関して認められる。

- 輸出および輸出とみなされる業務
- 企業の業務停止

- VAT制度の対象となる製造業者が実施する投資
- ファイナンス・リース取引
- 商事会社が、投資法に基づき認められた投資認可プログラムを通じて行った投資
- 総額 4,000 万 CFA フラン（諸税込み）を超える、控除が可能な投資財の取得
- 軽減税率の適用される取引

2.8.9. 納税債務者の義務

VAT が課される者は、前月に実施した取引に関して、当月の 10 日、15 日または 20 日までに申告書を提出しなければならない。

2.8.10. 非居住サービス業者に代わる VAT 申告

サービス業者がコートジボワールにおいて事業拠点を有しておらず、納税代理人もいない場合、サービスの受領者はそのサービス業者に代わって VAT 申告書を提出する法的義務を負う。

2.9. 銀行取引に対する課税

2.9.1. 課税対象取引

課税対象取引は、銀行・金融関連業務、有価証券・現金の取引一般である。ただし、ファイナンス・リースおよび送金取引は除外される。

2.9.2. 属地主義

銀行・金融取引（特に有価証券・現金の取引）、さらには課税対象者が実行するローンの課税地は、顧客が経済活動を実施する本店またはサービス提供が行われた常設事業所を置く場所にあるものとみなされる。また、それらが該当しない場合には、顧客の住所地または常居所にあるものとみなされる。

2.9.3. 輸出および輸出とみなされる業務

次の行為は、輸出とみなされる。

- BICおよび農業利益税の課税対象企業に対して銀行・金融機関が行う、物品または製品の輸出に直接関連するサービスの提供。ただし、ローンまたは前払金に対する利息は課税対象となるため除外される。
- 一般税法典の第395条に定めるサービスで、コートジボワールにおいて課税されないもの。

2.9.4. 税率

サービス提供に課される税率は、課税前の金額の 10%である。中小企業向けには、情報処理機器および産業設備の銀行信用貸し手数料に適用されるサービス提供税率は、課税前の金額の 5%である。

2.10. 登記手数料

2.10.1. 賃貸借

期限の定めがある建物の賃貸借、転貸借および契約に基づく（または法的な）賃貸借更新には2.5%が課される。無期限の建物賃貸借には、10%が課される。動産、営業財産および不動産の賃貸借、転貸借および賃貸借更新の登録税の課税標準は年額であり、借主に課される費用も合算される。

2.10.2. 営業財産譲渡

営業財産またはのれんの所有権の有償譲渡には、10%が課される。この税は、のれんの売却額、賃貸借権および動産の譲渡価格、またはその他営業財産の活用に利用されるものの譲渡価格に対して徴収される。ただし、新品の商品は除外される。

2.10.3. 会社

会社の設立行為および延長行為には、以下のような逡減税率が課される。

1,000万CFAフラン超、50億CFAフラン以下	0.3%
50億CFAフラン超	0.1%

上記の税率を課される増資の場合、この税率表の適用にあたっては、同じ税率表が適用される当初資本金および直近の増資が考慮される。

会社の設立行為および延長行為に関しては、登記手数料は動産および不動産出資の合計額（負債を控除する）をもとに算出される。

2.10.4. 不動産の売却

有償で不動産所有権を移転する場合、4%の手数料が徴収される。

2.10.5. 動産の売却

動産を売却する場合には1万8,000CFAフランの定額の手数料が徴収される。

株式や発起人持ち分の譲渡行為、または資本金が株式に分割されていない会社における社員持ち分の譲渡行為は、これらの日付から1カ月以内に登録を要する。

社員権の譲渡については、譲渡価格の1%の比例税率が課される。

2.11. 特別設備税（以下、TSE）

TSEは、実績課税制度の対象となる企業に対して課税され、売上額（税別）の0.1%が徴収される。この税は、VATと同一の条件、手続き、制裁および担保に基づいて徴収される。なお、TSEの課税は2019年12月31日をもって終了する。

3. 投資奨励のための税制上の優遇措置

投資奨励のための税制上の優遇措置は、一般税法典の規定、ならびに投資法典、鉱業法典、石油法典、およびフリーゾーン制度の優遇措置に準拠する。

3.1. 一般税法典による優遇措置

現行の税法は、次の二つの投資促進策を定めている。

- 投資を目的とする利益税の減税（一般税法典第110条）
- 再投資を条件とする譲渡益の免税（一般税法典第28条）

3.1.1. 投資を目的とする減税

3.1.1.1. 減税措置による恩恵

一般税法典第110条が定める減税は、認可を受けた投資計画を実行する製造業・農業・商業分野の会社またはサービス事業者に適用される。この減税措置により、認可を受けた投資計画が終了した年度に続く四会計年度の決算から、各会計年度の利益の最高50%まで、実質投資総額を控除することができる。投資対象地域に応じて、課税標準の減額の上限は、次のとおり異なる。

- アビジャン地域（アビジャン、アボワッソ、アゾペ、アグボヴィルの各県）：
実質投資総額の35%まで
- 国内のほかの地域の場合：40%まで

3.1.1.2. 優遇措置を受けるための条件

一般税法典第110条の優遇措置を受けるためには、投資の性質および金額に関する条件を満たさなければならない。

3.1.1.2.1. 投資の性質

適格を得るためには、投資計画は新規事業または既存事業の発展に関係しなければならない。事業の発展とは、以下の条件を満たす拡張、多角化または現代化の各プロジェクトの実施を指す。

- 拡張：生産能力、販売能力およびサービス提供能力を増大させること。
- 多角化：新製品の製造、または新たに商事部門、サービス部門を創設すること。
- 現代化：企業が需要の変化または技術の進歩に適合するために、生産、販売、サービス提供のための設備を刷新すること。

この制度では、以下は減税の対象から除外される。

- 中古で取得した設備財
- あらゆる種類の車両（荷役機械、公共事業用車両、レジャー用以外の航空機、大小船舶、および人や貨物の公共輸送車両を除く）
- 家具および事務用品（情報処理機器を除く）

ただし、商事会社、サービス提供企業の事業実施のために使用される動産品には上記除外は適用されない。次の投資計画も、除外される。

- 一般税法典第28条の範囲内で行われた投資（再投資を条件とする譲渡益の免税）
- 鉱業法典の規定の利益を受ける会社が行った投資

3.1.1.2.2. 投資額

利益税の減税を受けることができる最小投資額は、1,000万CFAフランである（除外品および控除可能付加価値税を除く）。投資計画は、認可を得た年の12月31日から最長2年以内に実施しなければならない。

3.1.1.2.3. 会計・税務上の義務

上記の優遇措置の恩恵を受けるためには、企業は正規の完全な会計帳簿を作成し、それは訴訟において信用力を有するものでなければならない。また正規の税務報告書を提出しなければならない。

3.1.1.3. 認可手続き

投資が計画されている場合、その事業の性質、規模、予定している各種支出の原価といった詳細情報と、その投資によって見込まれる暫定の営業勘定関連データを盛り込んだ計画書を提出する必要がある。投資計画書は年間を通じて提出できるが、最初の投資取引の実施前に提出しなければならない。

認可申請書ならびに証明書類を添付した投資計画書は、書留で税務総局長に提出し、税務総局長は投資計画の認可または全部もしくは一部却下の判断を下す。この決定に対して異議を申し立てることはできない。

3.1.1.4. 特定の事例

3.1.1.4.1. 複数の投資計画

認可された計画を実施する間に、納税者が計画し承認を受けた投資の拡張を検討する場合は、第二次投資に関連して新たな計画書を提出することができる。この場合、控除や実施期限の適用については、承認を受けた各種の投資計画は独立したものと考えられるが、所定の事業年度の支払額および繰越可能な控除残高（ある場合）による控除合計額は、これに対応する課税対象純利益の50%を超えることはできない。

3.1.1.4.2. 取得固定資産の全部または一部譲渡

認可された投資計画の範囲内で取得された物品をすべてまたは一部譲渡する場合、合併またはこれに類する操作（分割、スピンオフ）の場合を除き、減税を受ける権利が事実上再検討されることとなる。

3.1.1.4.3. ファイナンス・リース会社

ファイナンス・リース会社には、その実際の投資家である顧客に減税を受ける権利を譲渡することが税務総局長から認められることがある。この許可はリース契約の終了時に物品の所有権が譲渡されて初めて与えられる。

3.1.2. 再投資を条件とする譲渡益の免税（第28条）

3.1.2.1. 免税措置の内容

一般税法典第28条は、会社存続期間中に行われた固定資産の譲渡益について、これが再投資された場合にBICが繰延課税されることを規定している。

再投資された譲渡益には、再投資の期間の終了時に課税される。再投資が減価償却可能な財に関連するか否かに応じて、適用される規則は異なる。

再投資が所定期間内に行われなときは、譲渡益は所定期間の終了した会計年度の課税利益に再び含められる。

3.1.2.1.1. 減価償却可能な固定資産への再投資

再投資により取得された固定資産が減価償却可能なものであるときは、譲渡益は当該資産の減価償却の割合で課税利益に再計上される。

譲渡益の全額を再計上する前に当該資産が譲渡される場合については、収益に未課税残高を直ちに含める。

3.1.2.1.2. 減価償却ができない財への再投資

再投資が減価償却できない財の取得に関連する場合は、この財の譲渡時に譲渡益を課税収益に含める。

3.1.2.2. 免税要件

一般税法典第28条の規定から利益を受けるための条件には、譲渡益の性質と再投資の形態が関係する。

3.1.2.2.1. 譲渡益の性質

譲渡益は、次のものでなければならない。

- 譲渡から得られたもの
- 会社存続期間中に生じたもの
- 固定資産の譲渡に関連するもの。株式、持ち分、社債など会社のポートフォリオを形成する有価証券は、譲渡日の5年以上前に会社の財産となった場合にのみ、固定資産に帰属するものとみなされる。

3.1.2.2.2. 譲渡益の再投資

a) 再投資の性質

再投資はコートジボワールに所在する会社の固定資産に対して行われなければならない。事業者が第三者企業の資本の30%以上の完全所有権を保證する株式または持ち分の取得は固定資産に相当するものとみなされる。

b) 再投資の金額および期限

再投資の総額は譲渡益に譲渡された要素の原価を加算した金額以上でなければならない。

再投資は、譲渡が完了した会計年度末日から3年以内に行われなければならない。

3.2. 投資法典による優遇措置

2018年8月1日付オールドナンス第2018-646号（前記オールドナンスの適用方式を定める2019年2月11日付政令第2018-647号により補足）をもって2012年の投資法典を改正した。

この新法典が目指すところは、コートジボワールにおける生産的かつ社会的責任ある投資による持続可能な開発、地域の発展、および企業の競争力を通じて2012年法典の不足部分を補うとともに、国内における起業を促進することである。同法典では主として投資のカテゴリー別分類、経済競争力拠点の基準を考慮したゾーン区分の見直し（三つのゾーンに分割）、投資段階におけ

る優遇措置の強化、運用段階における優遇措置の改善、および中小企業支援策について定めている。

投資法典に基づき認められる優遇措置に加え、大規模経済開発事業はコートジボワール政府との間で締結された協定の枠組みにおいて承認される追加的優遇措置を受けられる。

投資法典は二つの投資奨励制度を定めている。すなわち、投資申告制度と投資認可制度である。さらに中小企業を対象とする特別奨励策も規定している。

投資法典の定める法的枠組みのほか、コートジボワール政府は優先すべきと判断された投資計画を実施する民間企業と個別協定を締結することがある。

3.2.1. 共通規定

3.2.1.1. 投資ゾーン

投資法典は三つの投資ゾーン（Aゾーン、Bゾーン、Cゾーン）を定めている。

ゾーンの構成は次のようになっている。

- Aゾーン：アビジャン自治区
- Bゾーン：人口6万人以上の都市圏、各州の州都、ボヌアおよびバッサム
- Cゾーン：Aゾーン、Bゾーン以外の都市圏。すなわち人口6万人未満の都市圏および地域計画に応じて政令で定められた経済特区

3.2.1.2. 投資基準額

投資認可制度の下では投資基準額が課される。投資の実施者が大企業か中小企業かにより、また投資の実施対象（大型商業施設、宿泊関連事業、大規模経済開発事業）により投資基準額は異なる。

3.2.1.2.1. 大企業による投資

最低投資基準額は2億CFAフランとする（VATおよび運転資金を除く）。

3.2.1.2.2. 中小企業による投資

最低投資基準額は5,000万CFAフランとする（VATおよび運転資金を除く）。

3.2.1.2.3. 大型商業施設を対象とする投資

最低投資基準額は、Aゾーンが100億CFAフラン、BゾーンおよびCゾーンが50億CFAフランとする。

3.2.1.2.4. 宿泊関連事業を対象とする投資

カテゴリー	Aゾーン	BゾーンおよびCゾーン
カテゴリー1	50億CFAフラン以上	20億CFAフラン以上
カテゴリー2	50億CFAフラン未満	20億CFAフラン以上

3.2.1.2.5. 大規模経済開発事業を対象とする投資

最低投資基準額は投資が行われるゾーンにより異なる。

Aゾーン	1,000億CFAフラン
Bゾーン	750億CFAフラン
Cゾーン	500億CFAフラン

3.2.1.3. 優遇措置の期間

企業が属する制度の別を問わず、優遇措置を受ける期間は投資の実施地と投資額によって異なる。

中小企業については、優遇措置の期間は、立地場所に応じて、暦年で5年目（Aゾーンへの投資）、10年目（Bゾーンへの投資）、または15年目（Cゾーンへの投資）までである。

ほかの企業については、優遇措置の期間は、それぞれ5年目、10年目、15年目までである。

優遇措置の期間は、運用開始通知決定書に記載されている投資計画の完了日から開始する。

優遇措置の期間には投資計画の実施期間が加算され、次の二つの段階からなる。

- 投資計画の実施期間
- 実質的な運用期間

減免率は、優遇措置の期間終了の前年に通常支払うべき租税の50%、そして期間終了年が25%と低減していく。

理論上は、産業省の担当課が正式に投資計画の完了を確認した後に優遇措置の開始となる。ただし、優遇措置の恩恵を投資実施期間にも拡大して適用する投資法典の規定を考慮して、税務当局は次の措置を適用する。

- 課税条件が満たされた場合、各制度の運用段階で認められている免除対象外の租税の即時請求。
- 投資の実施段階における課税基準調整局による納税停止証明書の発行。証明書は投資予定期間についてのみ有効であり、当該会社が事業の開始を示す取引を実施しないことを条件とする。

3.2.2. 投資申告制度

3.2.2.1. 適格要件

申告制度の適格者は、新規事業立ち上げに関連する投資を行う会社である。新規事業立ち上げとは、新規創設企業または他の事業部門に投資している既存の企業が導入するプロジェクトを指す。新法典では各事業部門を以下の二つのカテゴリーに分類している。

カテゴリー1：

- 農業
- 農産業
- 保健
- 宿泊業（Aゾーンにおいて50億CFAフラン以上、BゾーンおよびCゾーンにおいて20億CFAフラン以上を投資する会社が対象）

カテゴリー2：

- カテゴリー1に属さない事業部門
- 除外対象外の部門
宿泊業（カテゴリー1で定める限度額未満の投資が対象）

除外される事業部門：

- 狩猟および関連事業
- 木炭生産

- 採集
- 石炭および亜炭の採掘
- 炭化水素の採掘
- 鉄鉱石の採掘
- 非鉄金属鉱の採掘
- 採掘業
- たばこ製品の製造
- 不動産開発
- 完全な建物の建設
- 専門建設業（例えば解体および建設用地整備、設置工事、仕上げ工事、その他の専門建設工事）
- 飲料提供業
- 情報処理に関するコンサルティングおよびその他の業務
- 法務・会計関連業
- 本社業務、経営コンサルティング
- 建築業、エンジニアリング業、技術関連業（技術検査・分析業を除く）
- 広告および市場調査
- リースおよび賃貸借（個人所有物・家庭用品のリース、産業財産権の管理を含む）
- 人材関連業
- 予約業・旅行業代理店
- 調査
- 建物複合サポート業
- 企業サポート業（電話交換業・コールセンター業務以外のオフィス関連業務を含む）
- 一般・経済的・社会的行政管理業務
- コンセッション事業のような公的特権業務
- 義務的社会保険業務
- 宿泊以外の福祉活動
- ギャンブル主催
- 経済団体、経営者団体および職業団体の活動
- 労働組合活動
- その他の結社・団体の活動
- パソコン・通信機器の修理
- 個人所有物・家庭用品の修理
- 家事使用人雇用者としての家事業務
- 自己発生的な未分類の家事業務

このリストは閣議決定される政令をもって変更される場合がある。

3.2.2.2. 受理要件と申告手続き

申告制度にかかわる優遇措置の恩恵を受けるために、会社は**投資促進庁（以下 CEPICI）**が提供しているひな形に従って、漏れなく記入した投資申告制度利用依頼一件書類4部を同庁に提出しなければならない。投資家は、この書類の電子データも併せて提出するよう義務付けられる。

投資申告制度利用依頼一件書類とともに提出する書類は以下のとおり。

- CEPICIの提供するひな形に従った書類および様式
- 以下の行政書類
 - 会社の登記済み定款の写し1通
 - 商業・不動産登記簿謄本1通
 - CNPSへの事業主の申告書の写し1通
 - 設立税務申告書の写し1通
 - 輸出入者コード（事業の性質上必要な場合）
 - 業務実施または営業に対する行政許可（規制対象業務・職業の場合）
 - 所在地証明書

CEPICIに提出が必要な標準書類および様式には、特に次のものがある。

- 投資申告書
- 投資申告のプロジェクトの説明
- プロジェクト実施期間全体の投資計画表
- 雇用および給料総額に関する表（統計用）
- 営業勘定および損益
- 資材設備の償却表

中小企業には、さらに中小企業の身分を裏付ける書類の提出が求められる。

投資促進担当省庁は、書類提出日から21日以内に書類を審査し投資認可証明書を発行する。

申請の審査では、プロジェクトの採算性および経済、社会、環境にとっての利益が考慮される。申告制度に関係する優遇措置の利益を受けるためには、次の条件を満たさなければならない。

- 投資が実際に行われているかを確認するための現地視察
- OHADAの改正会計法に基づく正規の会計帳簿の記帳
- 実績課税制度または簡易実績課税制度に従うこと
- 現行法に基づく環境基準の順守
- 持続可能な森林資源の管理のための、森林資源の加工に適した新品の製造設備への投資

CEPICIは投資申告制度利用依頼書の受理後2営業日以内に、書類を審査した上で提出証明書を発行する。この提出証明書により、申請者に申告制度に関連する優遇措置の利益を受ける完全な権利が与えられる。

認可を求めた投資計画の実行期間として、企業には提出証明書の日付から24カ月が与えられる。ただし、期間の延長がされる場合はこの限りでないが、12カ月を超える延長はできない。いずれの場合にも、投資の実施期間は合計で36カ月を超えてはならない。

統合事業や複数の事業が行われる場合は、投資法典の優遇措置の恩恵を受けることができるのは適格な事業に限られる。このため、会社は適格な事業に関する会計について個別に記録しなければならない。

3.2.2.3. 投資法典に基づく大企業向け優遇措置

申告制度において認められる優遇措置の利益を受けられる期間はゾーンにより異なる。

- Aゾーンへの投資では5年
- Bゾーンへの投資では10年
- Cゾーンへの投資では15年

上述の期間に投資計画の実施期間が加算される。

中小企業に認められる優遇措置の期間については、10.2.1.3を参照のこと。

認められる優遇措置は当該事業部門が属するカテゴリにより異なる（カテゴリ1については免税、カテゴリ2については税額控除）。

申告制度による認可を受けたカテゴリ1の会社は、新規事業にかかわる投資計画の実施に関連して、次の優遇措置の恩恵を受ける。

- 商工業利益税（BIC）、非商業利益税（BNC）または農業利益税（BA）の免除
- 営業税およびライセンス使用料の免除
- 国内の被雇用者に係る雇用者負担金の免除。ただし見習税および職業訓練税を除く。
- 地所税の免除
- 国内の株主に支払われた配当金に対する証券取引所得税（以下、IRVM）の免除。このIRVMの免除はBゾーンおよびCゾーンのみを対象とする。

ゾーンにより以下の率が適用される。

- ・ Aゾーンで実施された投資：50%免税
- ・ Bゾーンで実施された投資：最初の5年間については全額免税、その後の5年間については50%免税
- ・ Cゾーンで実施された投資：最初の10年間については全額免税、その後の5年間については75%免税。

カテゴリ2の会社については、投資計画の実施に関連して、利益税、営業税、ライセンス使用料、地所税、VATおよび国内の被雇用者に係る雇用者負担金に対する税額控除を受けられる。控除率は以下のとおりである。

- ・ Aゾーンで実施された投資：25%の税額控除
- ・ Bゾーンで実施された投資：35%の税額控除
- ・ Cゾーンで実施された投資：50%の税額控除

3.2.3. 投資認可制度

3.2.3.1. 適格要件

本制度は、新規事業立ち上げまたは事業発展を目的とする投資に適用される。

免税適格を有するのは、10.2.1.2に記載された基準額を満たす新規事業および事業発展のプロジェクトである。事業発展とは、以下の条件を満たす拡張、多角化、統合または現代化の各プロジェクトの実施を指す。

- 拡張：会社の生産力の増強
- 多角化：既存企業による、新たな設備・物資の調達による新製品の製造
- 現代化：需要の変化または技術進歩に適合することで初期生産力を向上させるための生産設備の刷新。

3.2.3.2. 企業の義務および認可手続き

認可制度にかかわる優遇措置の恩恵を受けるために、会社は以下の書類および情報を含む投資認可依頼の一件書類10部をCEPICIに提出しなければならない。

- CEPICIの提供するひな形に従った書類および様式
- 以下の行政書類
 - ・ 会社の登記済み定款の写し1通

- ・ 商業登記簿謄本1通
 - ・ CNPSへの事業主の申告書の写し1通
 - ・ 設立税務申告書の写し1通、事業発展の場合は適正納税証明書
 - ・ 輸出入者コード（事業の性質上必要な場合）
 - ・ 業務実施または営業に対する行政許可（規制対象業務・職業の場合）
- 優遇措置の利益を受けることのできる設備財、装備品、予備部品の網羅的な目録（CEPICIの提供するひな形を使用）
 - 事業発展の場合は、個別の会計帳簿に記帳する旨の誓約書
 - 投資法典の優遇措置の利益を受ける資格を得た投資に関する財務諸表および原価元帳をCEPICIに提出する旨の誓約書

中小企業には、さらに2018年8月1日付オールドナンス第2018-646号の適用方式を定める2019年2月11日付政令第2018-647号に則り、中小企業の身分を裏付ける書類の提出が求められる。

投資認可制度の利益を受けようとする会社は、納税にあたり実績課税制度もしくは簡易実績課税制度のいずれかであることが求められる。認可は、認可委員会の答申に基づき、申請書類提出日から21日以内に、経済・財政大臣命令により与えられる。

認可を求めた投資計画の実行期間として、企業には認可決定の日から24カ月が与えられる。ただし、期間の延長がされる場合はこの限りではないが、12カ月を超える延長はできない。いずれの場合にも、投資の実施期間は合計で36カ月を超えてはならない。

認可を受けた投資計画の完了は、完了日から30日以内かつ投資期間の満了日前に、企業からCEPICIに通知されなければならない。完了日は、認可を受けた投資計画の適合性の検査後の運用開始の決定に従う。運用開始通知決定書には、運用期間の免除の開始時期が記載される。

3.2.3.4. 優遇措置

優遇措置は、企業が投資段階にあるか、運用段階にあるかによって異なっている。

3.2.3.4.1. 投資段階における特別免除

投資段階において認められる優遇措置は、財、サービスの取得および工事にかかる関税の免除およびVATの一時停止である。これら優遇措置の対象は、国内で取得または輸入された設備材、装備品、および予備部品（最初のロットのみ）、ならびにコートジボワール国内または外国で実施された工事である。予備部品の最初のロットの価格は、設備財取得価格のそれぞれ10%（Aゾーン）、20%（Bゾーン）または30%（Cゾーン）を超えてはならない。

3.2.3.4.2. 運用段階における免除

カテゴリー1に属する大企業とカテゴリー2に属する企業の間で、認められる優遇措置は異なる。

カテゴリー1に属する大企業は、以下の優遇措置を受けられる。

- BIC、BNCまたはBAの免除
- 営業税およびライセンス使用料の免除
- 雇用者負担金の免除。ただし見習税および職業訓練税を除く。
- 地所税の免除
- 国内の株主に支払われた配当金に対する証券取引所得税（IRVM）の免除（BゾーンおよびCゾーンにおける投資について有効）

優遇措置を受けられる期間およびその割合は、投資ゾーンにより異なる。

- ・Aゾーン：5年間にわたり50%免税
- ・Bゾーン：10年間の免税（投資開始後5年間については全額免税、その後の5年間については50%免税）
- ・Cゾーン：15年間の免税（最初の10年間については全額免税、その後の5年間については75%免税）

カテゴリー2に属する企業について：

3.2.2.3に記載の申告制度と同じ条件に基づく税額控除を受けられる。

注意事項：

複数のゾーンにまたがる投資の場合（例えばAゾーン、Bゾーン、Cゾーンにおいて同時に投資）、投資家は投資額が最も高いゾーンの優遇措置を受けられる。

特に農業部門など特殊なサイクルに基づく投資の場合、認可委員会の決定に基づき、投資家は投資の運用開始時期を延期することができる。

3.2.4. 中小企業対象の特別規定

3.2.4.1. 適用範囲

中小企業とは正社員が200人未満で年間税別売上額が10億CFAフラン以下の会社をいう。

3.2.4.2. 優遇措置の範囲

3.2.4.2.1. 投資申告制度と投資認可制度に共通する優遇措置

中小企業が投資基準額を順守する場合、当該企業の適格性が認められた投資ゾーンや制度に応じて、ほかの企業と同じ優遇措置を受けることができる。

投資認可制度において中小企業のみ認められる優遇措置は別として、優遇措置を受けられる期間は投資ゾーンに応じて5年、10年、15年となる。

3.2.4.2.2. 中小企業に固有の優遇措置

カテゴリー1の事業部門に属する中小企業は、認可制度において以下の租税に対する免除措置を受けられる。

- BIC、BNCまたはBA
- 営業税およびライセンス使用料
- 雇用者負担金。ただし見習税および職業訓練税を除く
- 地所税
- 銀行取引税
- 国内の株主に支払われた配当金に対する証券取引所得税

免除期間およびその割合もゾーンにより異なる。

- ・Aゾーン：5年間にわたり75%免税
- ・Bゾーン：10年間の免税（最初の5年間については全額免税、その後の5年間については75%免税）
- ・Cゾーン：15年間全額免税

カテゴリー2に属する中小企業は、投資額に対する割合（その率は以下のとおり）として決定される税額控除を受けられる。

- ・ Aゾーンで実施された投資：37.5%の税額控除
- ・ Bゾーンで実施された投資：52.5%の税額控除
- ・ Cゾーンで実施された投資：75%の税額控除

税額控除は、その全額が還付されるまで以下の租税から差し引くことができる。

- BIC、BNCまたはBA
- 営業税およびライセンス使用料
- 雇用者負担金。ただし見習税および職業訓練税を除く。
- 地所税
- VAT

3.2.5. 投資家に与えられる保証

コートジボワール政府は投資家に複数の保証を与えている。特に、外為規制の意味での非居住者たる自然人または法人であって、交換可能な外貨で資金を調達し、コートジボワールで投資を行う者は、外為規制に基づき、投下資本から得た所得（その種類を問わない）および投資の清算収益を、適正に納税しコートジボワール政府が締結している条約に従うことを条件に、居住国に移転する権利を有する。これらの者は、外為規制を遵守している場合は、自らの事業に必要な外貨を自由に取得することができる。

コートジボワール政府は、特に特許権、商標、商号など、上記自然人および法人の所有権の保護を保証する。国内の原材料または半製品の自由な使用はあらゆる投資家に対し保証されている。

コートジボワール政府は投資法典の規定の適用範囲で訴訟が提起される場合、公正な裁判を受ける権利を投資家に保証している。

各種投資制度に基づく優遇措置を受けるためには、以下に関する法規の順守が求められる。

- 人権
- 労働法
- 社会的責任
- 環境保護
- 税制
- 汚職・違法行為対策

4. 特別制度

4.1. 鉱業法典

コートジボワール政府は以下の法律およびオルドナンスに基づき、新たな鉱業法典を制定した。

＞鉱業法典に関する 2014 年 3 月 24 日付法律第 2014-138 号

＞鉱業法典に関する 2014 年 3 月 24 日付法律第 2014-138 号の適用方式について定める 2014 年 6 月 25 日付政令第 2014-397 号

＞鉱業法典の適用を受ける各事業に関する土地ロイヤルティーおよび比例税について定める 2014

年 3 月 26 日付オルドナンス第 2014-148 号

4.1.1. 適用範囲および鉱業制度

鉱業法典はあらゆる鉱物を対象とする事業を規制している。炭化水素、天然ガスおよび石油の採掘については石油法典により規制されるため本法典の適用対象外となる。

鉱業法典は次の二つの鉱業制度を規定している。

- 採掘権制度（調査・採掘許可証を発行）
 - 探鉱、予備調査、および準工業的または手工業的性格を有する採掘活動に係る採掘認可制度
- 鉱業法典は、調査・採掘への投資奨励のための税制上の優遇措置をいくつか定めている。

4.1.2. 調査・採掘への投資奨励策

4.1.2.1. 関税

認可された投資計画の実施のために輸入する必要のある調査活動用の道具、資材、機械、設備は、輸入に際してのあらゆる租税（付加価値税を含む）が免除される。この輸入時の免税は調査用の機械および設備の構成部品や予備部品にも適用される。輸入時の免税を受けようとする道具、資材、機械および設備の一覧は、調査許可の申請書とともに提出する。

以下のものは免税の対象外となる。

- コートジボワールで同等のものが見つかる道具、資材、設備
- 人および貨物の輸送用車両
- 家具、その他の動産
- 鉱業設備認可委員会により認められていないその他の設備

新規採掘場の生産開始に向けた投資またはコートジボワールで設立済の採掘会社の生産力拡大への投資を実施する期間中は、直接かつ恒久的に採掘事業に用いられる道具、資材、設備、構成部品、予備部品に対し、採掘権の名義人によるこれらの輸入時に入国港で徴収されるあらゆる租税（付加価値税を含む）が免除される。

輸入時の租税の免除対象となる道具、資材、機械、設備の一覧は採掘許可書に添付されている。上記の財は、使用後に再輸出または譲渡される場合、一時輸入制度の恩恵を受けることができる。

4.1.2.2. 登録料の割引

採掘会社は、鉱業法典第 86 条に則り、探査段階におけるその活動の枠組みの中で、増資に関する出資金に適用される登録料の半分を免除される。

4.1.2.3. 国内法の優先規定

鉱業法典の定める投資奨励策とは別に、一般税法典には、採掘会社を対象とする優遇規定が含まれている。

4.1.2.3.1. 商工業利益税（BIC）の免除

鉱業法典に関する 2014 年 3 月 24 日付法律第 2014-138 号第 169 条 e) を改正する 2018 年 2 月 14 日付オールドナンス第 2018-144 号により、免税措置が削除された。ちなみに、これまで採掘許可の名義人たる採掘会社は、商業目的の生産開始日から 5 年間にわたり BIC および IMF を免除されていた。今後、採掘会社には BIC および IMF が課されることとなる。

現在有効な鉱業協定および上記オールドナンスの発効日前に付与された採掘許可については、免除が維持される。

2018 年に採掘許可を受領した会社は、事業開始 1 年目の BIC について 75%、2 年目について 50%がそれぞれ免除される。

4.1.2.3.2. 給与に係る分担金の雇用主負担分の免除

一般税法典第 134 条第 3 項は、鉱業制度の対象となる有用な鉱物の調査許可を所持する会社に対し、分担金の雇用主負担分を免除している。免除の適用は探査段階の間のみである。

4.1.2.3.3. VAT の免除

第 355 条第 23 項により、鉱業制度の対象となる有用な鉱物の調査許可の名義人に対する販売またはサービス提供は、これが探査段階において厳密に探鉱・調査業務（採掘活動を除く）の範囲内で実施されたものであれば付加価値税が免除される。この規定の恩恵を受けるためには、会社は会計上個別の事業として計上しなければならない。

一般法の規定に基づき控除の対象とならない財およびサービスは、免税の対象とならない。

財・サービスのサプライヤーには、毎月売上税を申告する際に、この免除措置の恩恵を受ける顧客名および請求金額を一覧にして添付することが求められる。

鉱業部門の企業を対象とする免除の実施のための VAT 免除の年次単一証明書が、2016 年度税務付属書第 7 条により導入された。この手続きは 2019 年度税務付属書に基づき、鉱業制度の対象となるサービス提供契約を締結するこれら企業の下請け業者にも拡大適用される。

4.1.2.3.4. 営業税の免除

一般税法典第 280 条は、採掘・採石事業者に対して、採掘および自ら採掘した鉱物の販売についてのみ営業税を免除している。採掘した鉱物の加工行為は免税とならない。

4.1.3. 鉱業活動への課税

上記の免除のほか、採掘権所有者または採掘許可の受益者には、一般法の条件に基づき現行規制に規定されるその他すべての租税が課される。

調査・採掘を行う会社もコートジボワールで行う活動につき、固定税、土地ロイヤルティ、従価税または比例税を納付しなければならない。これらの租税の税率、課税標準、徴収方法については、鉱業規制により定められている。

4.2. 石油法典

コートジボワール石油法典は 1996 年 8 月 29 日付の法律第 96-69 号およびその後の改正法により制定された。石油法典は、コートジボワールで行われるすべての石油に関する調査・採掘活動に適用される。

石油法典は石油契約の保有者およびその関連会社に対してさまざまな特権を与えている。

石油法典には、次の 3 種類の石油契約が規定されている。

- 炭化水素の調査許可の付与前に締結されるコンセッション契約
- 生産物分与契約。商業目的で採掘できる炭化水素の鉱脈が発見された場合に、国が石油採掘企業に調査・採掘の代行業務を委託する。
- リスクサービス契約

4.2.1. 税制優遇策

4.2.1.1. 商工業利益税 (BIC)

BIC の課税標準額の決定にあたっては、石油契約を保有する会社は、次のものを控除できる。

- 石油事業に関するものであることを会社が証明済みの税務上の欠損の未相殺額（期限を設けない）
- 出資者または関連会社が資本以外に会社に供与した金額に応じて、これら出資者または関連会社に支払われる利息および手数料の総額。ただし、この金額が炭化水素鉱床開発およびその生産物の輸送に対する投資の妥当な割合を賄うために使用され、また利息が同様の融資に対して国際金融市場で適用されている通常の金利を超えないことを条件とする。

4.2.1.2. 債権所得税

開発投資金について非居住融資者に支払われた利息は、債権所得の源泉徴収税を免除される。

4.2.1.3. 付加価値税および銀行取引税 (VAT および TOB)

石油契約を保有する会社は、石油活動を行う際に直接またはそれ専用使用する財およびサービスを自ら調達した場合は、VAT および TOB を免除される。

鉱業・石油関連部門の会社に認められる VAT 免除の実施手続きを簡易化するため、2016 年度国家予算に関する 2015 年 12 月 8 日付法律第 2015-840 号の税務付属書第 7 条により、VAT 免除の年次単一証明書が導入された。この制度の適用により、免除の年次単一証明書は鉱業・石油関連会社およびその下請け業者のみに交付される。控除の対象とならない財およびサービスは、VAT の免除対象から除外される。

4.2.1.4. インフォーマルセクター所得税予定納税 (以下、AIRSI)

石油契約を保有する会社は、石油活動を行う際に直接それ専用使用する財およびサービスを自ら調達した場合、AIRSI を免除される。VAT、TOB および AIRSI の免除は、石油部門の下請契約を有する会社にも同一条件で適用される。

2005 年度予算法に関する 2005 年 4 月 27 日付の法律第 2005-161 号の税務付属書の第 23 条により、各種税の予定納税 (以下、ASDI) が廃止され、代わって AIRSI が導入された。この租税は、実績課税制度の適用を受けない納税者のみが納付する。

4.2.1.5. その他の免除

上記の免除のほか、石油契約を有する会社は次のものを免除される。

- 石油契約の所有者の株主に支払われた利益および配当に課されるその他の税
- 国、地域または地方自治体によって課される、石油契約所有者または事業所、営業所の石油関連活動とその収入、財および活動・行為に係るあらゆる租税公課、負担金（種類を問わない）

4.2.1.6. 関税に係る優遇措置

石油法典は、石油契約所有者、その下請会社および海外駐在員に対して関税に関連する優遇措置を認めている。次の優遇措置が適用される。

4.2.1.7. 石油契約の保有会社および下請会社

石油契約の保有会社および下請会社は、認可を受けた計画の石油事業を行うために必要な道具、資材、化学物質、機械および設備をコートジボワールに輸入する際、輸入に係る諸税（付加価値税を含む）が免除される。輸入時の免税措置は、石油事業に必要な機械および設備の構成部品および予備部品にも適用される。

4.2.1.8. 石油契約の保有会社の海外駐在員

石油契約の保有会社およびその下請会社の海外駐在員には、最初に赴任する際に必要な身回品および家財道具を無税で輸入することが認められている。また個人用の車両を一時輸入制度で輸入することもできる。

4.2.2. 適用される租税

上記の免除とは別に、石油契約の所有者には、上記 11.2.1.1 に記載されている例外はあるものの、コートジボワールにおける炭化水素の調査・採掘活動（輸送を含む）に関して、商工業利益税が課される。また石油の調査・採掘を行う会社も、コートジボワールで行う活動に関して、固定税、年間土地ロイヤルティーおよび生産量に応じたロイヤルティーを支払わなければならない。これら租税の税率、課税標準、徴収方法については、石油契約により定められている。

4.2.3. 石油サービス提供者の簡易課税制度

石油サービス提供者への課税制度は簡易課税制度であり、この制度は石油会社または石油会社の直接契約者と労務賃貸借契約を締結し、特殊な設備を利用する会社に適用される。この制度は、一般税法典第 1068 条から第 1083 条で規定されている。

4.2.3.1. 適格性

簡易課税制度利用のためには、会社は次の条件を満たさなければならない。

- 外国籍であること。
- 石油会社または石油会社の直接契約者と労務賃貸借契約を締結していること。
- 契約上の義務を履行するために、多額の投資の必要な設備または石油調査・関連事業に固有の設備を利用していること。
- 代理店または支店として商業・私有財産登記簿に登録されていること。

4.2.3.2. 認可手続き

簡易課税制度の適用を受けるためには、石油サービス提供者がコートジボワールに進出後 3 カ月以内に大企業局に対し申請を行わなければならない。簡易課税制度の選択は取り消すことができない。

4.2.3.3. 税の優遇措置

石油サービス提供者の簡易課税制度により、石油会社と契約を締結した関係会社は、以下に関する免除措置を受けることができる。

- 商工業利益税（BIC）
- 証券取引所得税（IRVM）
- 給与に係る諸税および保険契約税

課税標準額は、サービス提供者の売上額により構成される。この売上額には、総報酬額の合計が含まれる。ただし、次のものは除外する。

- 設備ならびに作業員の動員および動員解除に関して受け取った金額であり、その金額がコートジボワール国内または国外への送金に対応し、妥当な金額で個別に請求されている場合。
- 付属的な支出および調達の単なる払戻しであって、支出額または調達価格を明示の上別途請求されたもの、ならびに荷役実施経費。

一律課税標準は、コートジボワール国内で実現された税別売上高（これら事業者が申告・納税義務を負う証券取引所得税および賃金・給与所得税を考慮する）に単一税率 6%を適用して決定される。

4.3. フリーゾーン制度

コートジボワールの法律は、次の二つのフリーゾーンを規定している。

- バイオテクノロジー、情報通信技術のフリーゾーン(ZBTIC)
- 水産物加工会社免税制度(EFTPH)

4.3.1. ZBTIC 制度

ZBTIC 制度は、2004 年 8 月 30 日付の法律第 2004-429 号に由来する制度である。

法律では、適格要件、認可要件およびこの免税制度の利用を認められた企業に与えられる優遇措置が定められている。

4.3.1.1. 適格要件

会社が適格を有するためには、その活動は次の分野に限られなければならない。

不動産開発・運用会社（EPE）については、ZBTIC のインフラ建設、運用および開発

- 制度を利用する企業については、バイオテクノロジーおよび情報通信技術の資材の梱包または生産
- 付加価値のあるサービスの提供
- 研究・キャパシティビルディング
- フリーゾーンで行われる投資への資金提供・支援

4.3.1.2. 認可要件

政府はコンセッション契約により EPE に対し ZBTIC のインフラ建設、運用および開発を委託している。このコンセッション契約は認可された公共サービスの委任であり、期間は 25 年間、黙示更新される。

フリーゾーンの制度を利用する企業は、EPE から承認を得ることで、ZBTIC 制度の恩恵を受けることができる。承認された書類は仕様書に相当するものとなる。

4.3.1.3. 租税および関税

4.3.1.3.1. 免税

ZBTIC 制度の認可を受けた会社は、その活動期間中、あらゆる租税を免除される。

ただし被雇用者が負担する税金（ITS、職業訓練開発基金充当税）、IRVM、資本所得税、インフォーマルセクター所得税予定納税など、第三者の租税については免税対象外とする。

さらに、会社の全従業員の 75% をコートジボワール国民から採用することにより、減税措置を受けることができる。

ZBTIC 制度に属する企業に供給される水道、電気、電話、燃料、潤滑剤（lubricant）、およびサービスは、非課税とする。

4.3.1.3.2. 関税の免除

ZBTIC 制度の利用を認められた会社は、輸出入時の関税および諸税を免除される。またこれらの会社は輸入品検査手続きを免除される。

国内関税領域の会社が ZBTIC 制度を利用する会社へ供給する財およびサービスは輸出品とみなされ、税関においてそのように取り扱われる。

4.3.1.3.3. 納税すべき租税

上記の免除と引き換えに、ZBTIC 制度を利用する会社には、一律課税およびロイヤルティーが課せられる。一律課税は、年間総売上額に課され、次のように設定されている。

- 制度を利用する企業については、最初の 5 年間は 0%、6 年目から 1%
- EPE については、最初の 15 年間は 0%、16 年目から 1%

ロイヤルティーの支払義務があるのは制度を利用する企業だけであり、金額は年間総売上額の 2.5% であり、操業開始間もない企業については予想される売上額の 2.5% とし、会計年度末に調整が行われる。

4.3.1.4. 申告義務

ZBTIC の対象となる企業は、社会保障・税務関連規制に従って、社会保障負担金および従業員が負担する所得税の源泉徴収を行わなければならない。

輸出入については、いずれも ZBTIC に適用される通関手続きに則り申告を行うものとする。

4.3.2. 水産物加工会社の免税制度（以下、EFTPH）

EFTPH は 2005 年 12 月 2 日付の法律第 2005-556 号、2006 年 12 月 22 日付の適用政令第 2006-416 号およびその後の改正法に由来する制度である。

4.3.2.1. 適格要件

コートジボワール法に基づき設立された水産物加工会社であって、その売上額の 90% 以上が輸出によるものは、EFTPH 制度を利用することができる。

事業を開始していない会社であれば、免税制度の適格性は認可書類に記載された輸出の推定売上額を根拠に判断される。

4.3.2.2. 認可要件

上記政令第8条は、納税義務、社会的・職業的義務、衛生上の義務、安全配慮義務を満たしている水産物加工会社に対し認可を与えると規定している。事業を開始していない会社であれば、この会社の設立手続きおよび前記会社の設置に向けた財の輸入手続きが認可要件となる。

4.3.2.3. 租税および関税

4.3.2.3.1. 租税

企業免税制度の利用を認可された水産物加工会社は、あらゆる租税を免除される。

なお、2018年6月20日付公式通達第2386/SEPMBPE/DGI-DLCD号は、免税範囲を次の税に制限している。

- 付加価値税 (VAT)
- 営業税、土地税
- 雇用者負担金
- 商工業利益税 (BIC)

覚書は免税制度の利用を認可された企業も、次のものを課されると示している。

- 特別課徴金
- 従業員に支払われる給与および賃金に課される源泉徴収税
- 第三者に支払われた報酬の源泉での税徴収
- 個人用自動車に係る税金

さらに免税対象となる水産物加工会社は、加工された魚の総トン数に基づきロイヤルティーも支払わなければならない。免税制度の利用を認可された企業は、水道、電気、電話、燃料、潤滑油など、生産要素に関する優遇料金体系を利用することができる。

4.3.2.3.2. 関税

免税対象となる水産物加工会社は、その業務にのみ使用される財、サービスおよび設備の輸出入時に課される諸税を免除される。

4.3.2.4. 申告義務

免税対象企業には次の申告義務がある。

- 要約財務諸表を提出する。
- 3月、6月、9月、12月の各四半期末に、免税制度管理委員会に加工品の総トン数を申告する。
- 免税対象企業の合併または会社分割プロジェクトおよび業務停止の場合は、1カ月前にその旨を免税制度管理委員会に書面で申告する。
- 検査官に対し、その職務遂行に必要な情報を提供する。

5. 持ち株会社の特別制度

一般税法典第 23 条は、コートジボワール法に基づく持ち株会社に適用される税制優遇措置を定めている。この優遇措置を受けるためには、持ち株会社の国籍および法人形態、参加証券の形態および活動の性質に関連する条件が満たされなければならない。税制優遇措置は、BIC および IRC にも適用される。

5.1. 適格要件

5.1.1. 会社に関する要件

コートジボワールの法律に基づく株式会社または有限会社の形態で設立された持ち株会社であって、その固定資産の 3 分の 2 以上が、資本会社の資本金 10%以上を当該持ち株会社に保証する参加証券により構成される持ち株会社は、税制優遇措置の適用される持ち株会社として認められる。

5.1.2. 有価証券に関する要件

- 参加証券は記名式であるか、あるいは当局指定機関に預託しなければならない。
- 参加証券は発行会社の資本金の 10%以上を表象しなければならない。ただし、合併税制上認められるスピノフの報酬として受け取った証券、および原価が 10 億 CFA フランを超える参加証券を除く。
- 参加証券は、発行時点で引き受けられているか、あるいはそうでない場合、出資法人が当該証券を 2 年間保持することを約束しなければならない。

5.1.3. 事業の性質に関連する要件

持ち株会社は、次の事業のみを行わなければならない。

- グループ企業の経営、管理、調整、監査業務に相当するサービス提供事業
- グループ利益だけを追求する研究開発事業
- グループ全体の資金管理

5.2. 優遇措置

5.2.1. BIC

持ち株会社は、BIC について次の優遇措置を受ける。

- 資産に含まれる有価証券および動産資本からの純所得の減税。この所得の金額の 5%に対し BIC が課税される。残りの 95%は BIC を免除される。
- 持ち株会社の参加証券の譲渡益の減税。税率は 12%。

5.2.2. 債権所得税（以下、IRC）

持ち株会社が海外の金融機関と契約している貸付金の利息は、この貸付金が参加証券の取得資金である場合は、IRC を免除される。

参加証券の取得または引き受けのための資金として、持ち株会社に貸し付けられた金額に応じて株主または出資者に支払われる利息には、税率 8.25%の IRC が課される。

6. コートジボワールの関税制度

コートジボワールは西アフリカ諸国経済共同体（以下、ECOWAS）に属する。1975年5月28日にラゴスで調印された憲法条約および1976年11月5日にロメで調印された付属議定書により、加盟国間の関税同盟が設立された。

コートジボワールはまた、ほかの7カ国（ベナン、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ、ブルキナファソ）と構成する西アフリカ経済通貨同盟（以下、UEMOA）に加盟している。主に通関手続きについて、共通関税制度など、さまざまなUEMOA指令が成立し、加盟国すべてに適用されている。国際的には、コートジボワールは、1995年1月1日に設立された世界貿易の自由化を提唱するWTOの加盟国である。

世界貿易の枠組みでは、パリの国際商業会議所が制定・発表したインコタームズの規則も遵守している。コートジボワールの通関制度はUEMOA加盟国の制度と同じとなっている。

6.1. 税関当局について

税関当局には、税関規制の適用と検査、国境と管理局周辺の監視の二つの任務がある。税関局は以下の業務も担当している。

- 法令・規則の草案策定、およびこの規制の税関分野への適用
- 二国間・多国間関税合意書案の策定およびフォローアップ
- 関税率表に記載される諸税の課税標準の決定、発信、課税額算定および徴収
- 課税標準に関する係争への対応および徴収管理、通関に関する不正行為の抑止
- 国内経済の保護
- 貿易関連統計の作成および管理
- とりわけ関税分野に関する税務付属書など、法規に基づく措置の策定および適用
- 自動通関システム（SYDAM）の運用・管理

閣議決定された政令に基づき税関総局長が指名される。税関総局長は中央省庁の総局長と同列に置かれ、閣議決定された政令に基づき指名される副総局長2名（中央省庁の副総局長と同列）がこれを補佐する。

税関総局付き運営委員会が、税関当局改革プログラムおよび戦略的計画策定枠組みの実施を担当する。税関総局には以下の各部署が含まれる。

- 税関査察総局
- 規制・係争局
- リスク・情報・価値分析局
- 人事局
- 一般資源局
- 広報・質管理・民間セクターパートナーシップ局
- 税関調査局
- 港湾税関業務・特別業務局
- 空港業務局
- 経済制度局
- 情報処理システム局
- 経済統計・調査局
- 税関主要納税窓口

- 研修・文書管理局
- アボワッソ地域局
- アベンゲル地域局
- ブアケ地域局
- コロゴ地域局
- マン地域局
- サン＝ペドロ地域局

6.2. 輸入制度

この制度では共同体域内と共同体域外の貿易の規制が区別される。

6.2.1. 共同体域内の輸入

UEMOA（ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ）域内の貿易については、規制により、各加盟国内での課税優遇措置が定められている。この制度では、UEMOA を原産国とする地場産品、伝統工芸品や工業製品の入国に際して税が全額免除される。免税対象の工業製品一覧は、UEMOA 委員会の決定に掲載されている。

共同体優遇税（Preferential Community Tax: 以下、TPC）制度は自動的に適用されない。TPC の適用範囲に該当する製品を UEMOA 域内の他国へ輸出する製造業者は、認定に係る標準一件書類を提出しなければならない。認定されない原産品は入国税の 5% の割引を受ける。

6.2.2. 共同体域外からの輸入

関税率表の構成

分類	製品	定義
0	社会的に重要な製品	社会的に重要な製品
1	生活必需品、基本原材料、設備材、特定の生産要素	- 生活必需品（粉乳、穀物） - 原材料（種子、種畜、未加工金属） - 設備（産業機械、パソコン） - 短・中期的に生産不能な生産要素（化学物質など）
2	生産要素および半製品	一部加工済みの製品
3	最終製品	世帯の需要を直接満たすための財
4	経済開発のための特別な製品	戦略的かつ優先的な特徴を有する財

ECOWAS の統計・関税率目録に、各カテゴリーに含まれる製品が規定されている。

6.2.3. 恒久税および関税率表

共通関税率表（TEC）には恒久税として以下の各税が含まれる。

- 関税（DD）：0～35%

- 全製品に適用される 1%の統計税 (RS) : 関税が免除される製品についても適用される。

共同体連帯税 (PCS) : 0.8%。(UEMOA 加盟国からの輸入を除く) すべての輸入に適用され、UEMOA の財源に割り当てられる。

- ECOWAS 共同体税 : 税率 0.5%

- アフリカ連合 (UA) 共同体税 : 税率 0.2%

分類	関税 (DD)	統計税 (RS)	ECOWAS 税	UA 税	共同体連帯税 (PCS)
0	0%	1%	0.5	0.2	0.8%
1	5%	1%	0.5	0.2	0.8%
2	10%	1%	0.5	0.2	0.8%
3	20%	1%	0.5	0.2	0.8%
4	35%	1%	0.5	0.2	0.8%

例外:

以下に挙げた制度のいずれかの恩恵を受ける製品のみ、すべての関税の免除が引き続き適用される。

- ウィーン条約に規定されている外交上の免除
- コートジボワール国が調印した条約に規定されている免除
- ECOWAS の HS 分類で関税率 0%の完成品の製造に使用される生産要素 (例. 医薬品や書籍の生産要素)
- 石油法典および鉱業法典に規定されている免除

6.2.4. 輸入品に適用されるその他の税

上記の諸税に加え、コートジボワールでは次の税を納付しなければならない。

- **特別税 (消費税)** : 一定の製品 (魚、コメ、アルコール飲料、たばこ、巻たばこ、石油製品) に個別に課税される。
- **付加価値税** : 輸入品に適用される税率に応じて税関が徴収する。VAT の課税標準額は、商品の関税評価額に関税と統計税を加算したもの。
- **付随的税金** : 保管、滞船、封印、航行、印刷物関連手数料、輸入・輸出許可の印紙税

数量・品質検査料 : 関税が課されるか否かを問わず、製品や製品群の輸入には負担金が課される。

6.3. 輸入時の停止制度

これはコートジボワールの関税領域で適用される税が全面的に停止される暫定的な通関制度である。

6.3.1. 保税制度

保税制度は、輸入時に諸税および禁止措置を停止したまま、法に定める一定期間、認可された場所に商品を保管することを認めるものである。保管される商品は税関当局の管理下に置かれる。

これらの商品は、関税領域内への到着と同時に直接、または免税通過、保税倉庫間の移動もしくは積替えによる発送を経て、または一時輸入勘定の清算後（この清算方法が認められている場合）に保税倉庫に入れることができる。

保税倉庫に蔵置された商品は関税領域外にあるものとみなされる。蔵置された商品が保税倉庫から移動する際には、あらゆる用途が考えられる（消費、再輸出など）。この通関制度下では、国内市場において製品が販売される場合に限り諸税が請求されるため、財務上大きな利点がある。商品は下記方式に従い、各種保税倉庫に留置できる。

- 認可保税倉庫については 18 カ月間
- 特別保税倉庫については 24 カ月間
- 実質保税倉庫については 36 カ月間

6.3.2. 加工のための一時輸入（以下、ATT）

この一時輸入は、関税領域内の工業施設において、何らかの処理、加工または追加的な作業を施す可能性のある各種製品のうち、生産物の一部または全部の再輸出が想定される製品を、諸税の全額または一部を停止したまま輸入することを認める制度である。

輸入した製品の使用または加工に要する施設・設備を有する自然人または法人は、この制度を利用することができる。これら自然人または法人は税関総局長宛てに申請書を提出し、一定の義務を履行しなければならない。

関税法典第 137 条、ならびに 1970 年 11 月 20 日付命令第 3231 号第 2 条および第 3 条は ATT の利用条件を定めている。一時輸入協約申請書の様式および提出書類については、1971 年 1 月 28 日付決定第 14 号および 2012 年 3 月 9 日付通達第 1526 号に詳述する。

申請書の提出を認められるのは、輸入した製品の使用または加工に要する施設・設備を有する自然人または法人に限られる。これらの自然人または法人は、担保付運送許可証の提出により、以下を約束しなければならない。

- 一時輸入される製品を一定期限内に再輸出するか、または保税制度下に置くこと。
- 一時輸入に関する法規に定める義務を履行するとともに、違反または債務不履行の場合に適用される罰則を受けること。

6.3.3. 通常一時輸入

この一時輸入制度は、加工せずに再輸出するために一定の目的で輸入された特定商品を、輸入時の諸税を停止したまま関税領域内で受領することができるものである。一時輸入には、通常一時輸入、例外的一時輸入および企業資材一時輸入の三つの種類がある。一時輸入制度の使用は、企業の重要な 3 機能のうち一つに込めるものである。すなわち企業は、自身には所属しないが自身の業務活動に必要な商品を税関の管理下で所有することができる。その後商品は再輸出されるが、税金の支払いは一切発生しない。

鉱業法典および石油法典に定める個別制度は、調査または採掘作業に要する、投資家の所有物ではない（または譲渡可能な）一部の道具、資材、機械および設備カテゴリーを対象に、一時輸入の利用を認めている。一時輸入の種類は各法典および各契約書または協約書に明記される。

6.3.4. 免税通過

免税通過とは、関税および適用される禁止・制限措置を停止したまま、同一国内のある税関から別の税関、またある国から別の国へと商品を輸送させることが可能な、経済的・停止的通関制度である。該当する商品は、担保付運送許可証またはコートジボワールが批准する条約に定める書類による保証のもとで輸送される。

免税通過手続きの期限および商品の輸送ルートは、出発地の税関が決定する。この手続きは、不正を防ぐため担保の適用対象となっている。

6.4. 輸出制度

免税は一部に限定されており、関税と付加価値税のみが対象となる。統計税および各共同体税は納税しなければならない。

コーヒー、カカオ、木材、カシューナッツ、コラなど、主要産物とみなされる一部の商品には、**単一輸出税 (DUS)** が適用される。

6.5. 関税評価額

関税および貿易に関する**一般協定 (以下、GATT)** 第7条は、関税評価に適用される原則を定めている。コートジボワールは1992年にGATTに加盟した。基本規則を採用・改正するとともに注釈を付した、商品の関税評価に関する1999年8月6日付のUEMOA規則第005/99/CM/UEMOA号は、商品の関税評価に関するルールを定めている。このルールは、コートジボワールでは2001年7月1日に施行されている。

6.5.1. 現実支払価格

関税評価額は、輸出入手続きにおいて、商取引にかかる諸税（関税、VAT、海路搬入税など）の算定のために使用される価格である。関税評価額の決定方法は輸出と輸入で異なる。

価格に組み込まれる配送費用・経費は次のとおり。

- 購入者が負担する費用（仲介手数料、コンテナ料、梱包費）
- 購入者から販売者に直接または間接的に無料または低コストで提供された製品・サービスで、輸入品の生産・販売において使用されたもの
- 輸入品に関連する使用料やライセンス料
- 直接または間接的に販売者が受け取る輸入品の転売、譲渡またはその後の利用の価格
- 輸入港または輸入地までの輸入品の輸送費
- 輸入港または輸入地までの輸入品の輸送に関連する積載、荷下ろし、荷役の費用
- 保険料

6.5.2. その他の評価法

現実支払価格の受諾条件が満たされない場合、現実支払価格は受諾されないことがある。受諾されない場合は、代替方法と呼ばれる方法が適用されることになる。代替方法は次のとおり。

- 同一品の現実支払価格
- 類似品の現実支払価格
- 控除方式
- 積算価格
- 最終手段による方法

6.6. 数量・品質検査

コートジボワールを仕向地とする製品の適合性認証公的サービスの委託契約の承認に関する 2017 年 9 月 6 日付政令第 2017-567 号以降、政府はコートジボワール向けの商品を対象に**船積前適合性認証検査（以下、VOC）**プログラムを実施する。

この措置の目的は貿易を容易化すること、国の規格や技術仕様に適合しない製品の国内輸入を抑制すること、コートジボワールにおける国民の安全と輸入商品の質を向上させることである。適合性認証検査には、試験段階と開始段階が含まれる。

6.6.1. 試験段階

VOC プログラムは、2019 年 2 月 15 日に定められた 3 カ月間の試験段階から始まった。この期間中、2016 年 12 月 28 日付政令第 2016-1152 号に定めるカテゴリーに属するすべての製品は検査を受ける義務を負う。具体的には、食品、電気・電子・再生可能エネルギー関連製品、化粧品・身体衛生用品、建設資材、梱包材、自動車の交換部品・付属部品・潤滑油、機械、加圧機材、個人用防護具、その他保健衛生、安全、環境に関する製品、繊維、靴、玩具である。コートジボワールに輸入されるその他の製品については、この試験段階期間中の VOC 検査は任意である。

6.6.2. 開始段階

1 カ月間にわたるプログラム開始段階の間、プログラムの適用を受ける 100 万 CFA フランを超える**適合証明書（以下、COC）**未取得の商品は、これらの商品が税関に到着する前に不服申立委員会に付託されていた場合に限り、同委員会がケースバイケースでその例外的な取り扱いを決定する。これらのうちコートジボワール国内への輸入が認められた商品は、輸入者の費用負担で仕向け地における規格適合性検査を受けるよう義務付けられ、この証明書の取得まで税関に留め置かれる。この期間が過ぎると、COC のない商品はいずれも国内への持ち込みを拒否される。VOC プログラムの対象となる製品には、規格適合証明書を必ず添えなければならない。この証明書は VOC プログラムにより求められるすべての要件が満たされた場合に限り発行される。

COC は発行日から 3 カ月間有効で、申請に基づき 1 回更新可能である（製品の消費期限・有効期限を過ぎた場合を除く）。コートジボワールの関税領域内にこれらの積荷を持ち込む際には、COC を税関に提示することが求められる。COC を税関に提示できない場合、前記製品の持ち込みは拒否され、輸入者には法に定める罰則が課される。

輸入者はプログラムの要件およびこれが義務付けられている旨をサプライヤーに通知しなければならず、可能な限り早期に（発注確定前であっても）通知することが強く求められる。VOC プログラムの枠組みにおいて発行される COC により、事業者は販売開始および宣伝に際しての**コートジボワール標準化機関（以下、CODINORM）**の証明書取得に要する費用支払いを免除される。ただし輸入者自ら CODINORM にその旨を申請を行う必要がある。

商品の適合性検査を実施するのは指定業者 Webb Fontaine である。検査にあたり同社は商品の分類および価格分析に関するソリューション、および先進技術を用いた貿易ワンストップサービス用プラットフォームを使用する。

6.7.商品の輸入手続き

通関手続きは、税関検査を受ける商品が一通り通過すべき手続きであり、これを経て納税義務が生じる。

6.7.1. 必要書類

船荷証券、商業送り状、原産地証明書、保険証券、運賃送り状 (fret invoice)、梱包明細書などの一般的な国際取引書類のほか、以下の条件を満たすことも求められる。

- 税務総局および商業省がそれぞれ交付する納税者番号および輸入コードを保有していること。
- FOB 価格が 50 万 CFA フラン以上の財および商品に対し貿易総局が発行する輸入申告書 (FDI) の提出
- 発送国のサプライヤーが作成・記入するカーゴトラッキングノート (BSC) の提出 (海上輸送の場合)

6.7.2. 特別証明書

一部の製品は、事前に特別輸入証明書を提出しなければならない。具体的には、

- 生きた動物
- 精肉、食肉加工製品、水産品
- 生きた植物、花卉生産物
- 種子
- 医薬品
- 精油
- 音響・画像媒体
- 幻覚誘発物
- 関税表の 22-08 および 22-09 に該当する 20 度を超えるアルコール飲料
- 武器弾薬
- たばこ製品

6.7.3. 禁止品目

輸入禁止品目

薬物その他の麻薬、ポルノ出版物、アスベスト・アスベスト含有品、反芻動物の肉粉・骨、模造品、有毒廃棄物、オゾン層の減少を誘発する物質およびこの物資を含む機材

輸出禁止品目

象牙製品、特定の種類の木材・木の精油、生きた家禽、種卵、生後 1 日の雛 (これらの生産物およびその副産物が鳥インフルエンザのワクチンを投与されていない場合)

7. コートジボワールにおける裁判所の管轄および構成

裁判機関	審級	管轄	構成
一審裁判所および地方支部	第一審裁判機関	係争の最初の裁判権を有する。	<p>裁判官団、裁判所所長、副所長、予審担当裁判官、少年事件担当裁判官、後見裁判官らで構成される。</p> <p>検察官は、大審裁判所検事正、検事正補佐および検事等である。</p>
商事裁判所	第一審裁判機関	商事紛争解決を専門とする。	<p>裁判所所長、副所長、裁判官および商事裁判所裁判官からなる。さらに主任書記1名と裁判機能を補佐する書記を含む。</p>
控訴院	第二審裁判機関	一審裁判所およびその地方支部が下した判決に対する控訴申立の裁判権を有する。	<p>各控訴院は裁判官団と検事局で構成される。控訴院院長の監督下に置かれる裁判官団は、複数の部に分かれている。各部は部長が統率し、これを各裁判官が補佐する。検事局は検事長が統率し、その命令下に上席検察官および検察官がいる。</p>

裁判機関	審級	管轄	構成
アビジャン商事控訴院	第二審裁判機関	アビジャン商事裁判所が下した判決に対する控訴申立に裁定を下す。	<p>裁判官団には院長、各部部長、裁判官および商事裁判所裁判官が含まれる。</p> <p>商事控訴院書記課には書記および事務員が含まれる。これらの書記・事務員は主任書記の監督下に置かれ、副書記が主任書記を補佐する。</p>
最高裁判所	最終審裁判機関	控訴院が下した判決または一審裁判所もしくはその地方支部が下した終審判決に対する上告の裁判権を有する。	裁判官団、検事局および書記課から構成される。長官の監督下に置かれる裁判官団は三つの部（司法部、行政部および会計検査院）に分かれている。
OHADA 共通司法・仲裁裁判所	OHADA 地域裁判 機関	OHADA が制定する各法令の解釈に関する見解を示す諮問機関としての権限を有する。また、訴訟に関する権限も有する。統一法・規則の適用に関連する問題をめぐるあらゆる訴訟案件に対し、加盟国内で下された終審判決に対する判断を下す。	OHADA 閣僚委員会を選定する 7 人の判事で構成。

<p>憲法評議会</p>	<p>独立裁判機関</p>	<p>法律および一部の規則の施行前に、その合憲性に関する判断を下す。また、議員および公職者の任期に関して一定の介入を行う場合もある。</p>	<p>憲法評議会は、議長および大統領によって指名される評議員によって構成される。また、元大統領も構成員となるが、本人が辞退した場合は除く。</p>
<p>高等法院 (High Court of Justice)</p>	<p>特別裁判機関</p>	<p>高等法院は、閣僚が犯した重罪・軽罪に対する裁判権を有する。訴訟手続きに記録された行為の発生時点で施行されていた刑事法に定める重罪・軽罪の定義および刑罰決定に拘束される。</p>	<p>最初の会期と同時に国民議会がその中から選出する議員で構成される。</p>

8. 経済連携協定

2018年9月3日、コートジボワールと欧州連合との間で暫定経済連携協定が発効した。2019年1月からは第1段階として関税撤廃への動きが進んでいる。

この措置は通商協定の利点と開発支援を組み合わせ、コートジボワールの成長と発展をさらに加速させようというものである。事実、この経済連携協定は、アフリカ諸国、カリブ海諸国および太平洋諸国などの各地域ブロックと欧州連合との間の通商関係を強化する新たな枠組みとなっており、両者間における自由貿易圏の確立を目的としている。

西アフリカについては地域協定を期限内に締結できず、EU向け輸出の維持を望むコートジボワールは2007年12月7日にEUと暫定協定を締結することで合意し、2008年11月26日に署名した。

なおこの協定は2016年9月3日に批准、発効された。この暫定協定では当初の枠組みに範囲を限定し、その後西アフリカ全地域を対象に包括的な経済連携協定（EPA）へと拡大することを想定している。

コートジボワール側にとって重要なポイントは、これにより欧州市場への参入を容易化し、包括的EPA締結までの間、コートジボワールと欧州共同体との間の貿易の中断を回避することである。暫定EPAでは主に以下の内容が定められている。

- 欧州市場においてコートジボワール産製品に課される関税の撤廃（全市場において直ちに実施）
 - コートジボワール市場において欧州産製品に課される関税の段階的な撤廃（15年間で80%）
 - コートジボワールの経済振興計画に対するEUの支援（工業化、税関強化など）
- 包括的EPA（地域EPA）では、これに加え以下の内容が定められている。
- 西アフリカ地域からEUへの貿易に係る関税の撤廃（全市場において直ちに実施）。
 - EUから西アフリカ地域への貿易に係る関税の段階的な撤廃（20年間で75%）および域内経済開発のためのEUによる資金援助（EPA発展計画に関連するプロトコル〔PAPED〕、2015～2020年の期間に65億ユーロ）

9. コートジボワールの加盟条約（*）

（*）この一覧は加盟条約を網羅しているものではない。

コートジボワールは、以下に記載した多くの多国間条約を締結している。

- ECOWAS条約
- アフリカ連合憲章
- UEMOA設立条約
- UEMOA条約（競争法について）
- UEMOA条約（関税法について）
- UEMOA条約（租税法について）
- UEMOA条約（海事法について）
- UEMOA条約（銀行・外為規制について）
- UEMOA条約（公衆衛生について）
- UEMOA条約（共同体の鉱業法典について）
- CIMA条約
- OHADA条約
- バンギ知的財産権協定

- CIPRES 条約
- 多数国間投資保証機関（MIGA）条約
- 投資紛争解決国際センター（ICSID）条約
- WTO 設立協定
- WHO 設立協定
- ローマ条約

コートジボワールは、特に次のものなど、このほかにもさまざまな分野で多くの二国間協定を締結している。

フランス：

- 社会保障協定
- 租税条約
- 航空輸送協定
- 学術支援協力協定
- 人の移動および滞在に関する協定など

スイス：

- 貿易、投資保護、技術協力協定
- 租税条約
- 調停、裁判上の整理、仲裁条約
- 犯罪人引渡条約
- 航空輸送協定など

租税条約は以下の国とも締結されている。

- イタリア
- ベルギー
- カナダ
- フランス
- ポルトガル
- ノルウェー
- ドイツ
- チュニジア
- 英国
- スイス
- レバノン
- モロッコ
- トルコ（未批准）

国内で生産された原材料または半製品の自由な使用は、すべての投資家に保証されている。コートジボワール政府は投資法典の規定の適用範囲で訴訟が提起される場合、公正な裁判を受ける権利を投資家に保証している。